

神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度の手引き

※ 「神奈川県地域枠」の医師・学生の皆さんは、卒業後、県内の医療機関で勤務することが義務付けられていますが、医療法の改正等に伴い、地域での勤務が義務付けられている期間（義務年限）中の勤務先をよりスムーズに選択できるよう、県において「キャリア形成プログラム」を策定しています。

この冊子は、神奈川県における医学部地域枠制度、キャリア形成プログラムについてご案内していますので、熟読していただくとともに、ご不明な点等があれば神奈川県地域医療支援センター事務局（神奈川県医療整備・人材課 人材確保グループ／連絡先は次頁参照）までお問合せください。

※ 義務年限が修了するまで、紛失しないよう大切に保管してください。

修学生番号	
修学生氏名	



2024年7月 作成

（2026年7月 一部改訂）

神奈川県地域医療支援センター

（神奈川県 健康医療局 保健医療部 医療整備・人材課 人材確保グループ）

目 次

1. 神奈川県医学部地域枠制度のあらまし

(1) 神奈川県医学部地域枠制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度について・・・・・・・・	1
(3) 制度の詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ア 用語の定義等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
イ 貸付額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
ウ 貸付期間等について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
エ 貸付けの休止・廃止・・・・・・・・・・・・・・・・	2
オ 返還債務の免除・・・・・・・・・・・・・・・・	3
カ 返還について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
キ 届出の義務・・・・・・・・・・・・・・・・	4
～大学合格後から修学資金返還免除までの手続き～	5
～返還する必要が生じた場合の手続き～	5
～その他の手続き～	6

2. 修学資金の貸付手続に必要な提出書類（一覧）

(1) 在学中・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2) 卒業後・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(3) 返還する必要が生じた場合・・・・・・・・	11

3. キャリア形成卒前支援プランについて・・・・・・・・ 12

4. キャリア形成プログラム（令和6年度施行）について・

(1) はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(2) キャリア形成プログラム（令和6年度施行）の適用対象者	13
(3) キャリア形成プログラム（令和6年度施行）の概要	13
(4) キャリア形成プログラム（令和6年度施行）適用等の流れ	14
(5) 取得可能な専門医等の資格	14
(6) 勤務先の決定	15

(7) キャリア形成プログラム（令和6年度施行）の一時中断	15
(8) 県内の相対的に医師が不足する地域における勤務	16
(9) キャリア形成との両立について	17
(10) 指定診療科とキャリア形成プログラム（令和6年度施行）診療科コース の選択に係る関係性について	21
(11) 法改正等通知以外の国の動きについて	21
(参考) 二次保健医療圏について	22
5. その他キャリア支援について	
(1) キャリア形成に関する相談（キャリアコーディネーターの配置）	23
(2) キャリアプランシートの作成・活用	23
(3) 大学診療科教室等との調整	23
6. よくあるご質問	24
<参考>	
神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例	27
神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則	33
各種様式	37
神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例、同施行規則における取扱要領	51

【問合せ先】

神奈川県地域医療支援センター事務局

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

（神奈川県医療整備・人材課 人材確保グループ内）

電 話：045-210-4877（直通）

e-mail：ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f535143/>

【大学在学中の書類提出先】

各大学の修学資金担当課あてに提出してください。

1. 神奈川県医学部地域枠制度のあらまし

(1) 神奈川県医学部地域枠制度について

- 本制度は、神奈川県と、厚生労働省（文部科学省）と調整のうえ、医師の地域間、診療科間の偏在是正を目的として、医学部の定員に「地域枠」として設置する制度であり、大学医学部において、卒業後に一定期間、神奈川県内で医師として就業する意思を有する学生を選抜しています。そのため、地域枠医師は将来、神奈川県の地域医療に対する大きな役割が期待されています。
- 具体的には、県では、現在県内4大学（横浜市立大学、聖マリアンナ医科大学、北里大学、東海大学）医学部の定員の臨時的な増員を行い、「地域枠」を設置しており、県が作成し、自身が選択した「キャリア形成プログラム」に従って、大学卒業直後に神奈川県内における臨床研修に2年間、引き続いて県が指定する県内医療機関で、かつ指定診療科において臨床研修期間と通算して9年間以上、地域医療に従事する制度です。

(2) 神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度について

対 象	神奈川県医学部地域枠制度で県内4大学医学部に入学した学生 (注) 神奈川県内出身者(神奈川県内の高等学校(中等教育学校を含む)出身者または神奈川県内に1年以上居住したことがある方)に限られます。
目 的	県が修学資金を貸付け、神奈川県の地域医療を担う有能な人材の育成と確保を図り、地域医療の提供体制を確保しようとする制度
返還免除	原則、以下の①及び②の従事期間を通算した期間が特定期間（※）に達した場合は、 <u>修学資金の返還が免除されます。</u> ①神奈川県内に所在する基幹型臨床研修病院が作成する臨床研修プログラムに従事（原則2年） ②県が指定する県内の医療機関及び指定診療科で勤務 ※特定期間・・・修学資金の貸付期間が6年の場合は <u>9年間</u>

(3) 制度の詳細

ア 用語の定義等 [条例第2条、第10条]

修学生	神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受ける者
特定期間	貸付期間の2分の3に相当する期間（貸付期間が6年の場合は9年間）
キャリア形成 卒前支援プラン	地域医療を担う意思を有する修学生がその在学期間を通じ、地域の実情を知る機会を確保し、将来地域医療に従事する意識を向上させ、及び地域医療に携わる自らの職務の方針を定めることが出来るよう支援することを目的として県が定める計画
特定臨床研修	県内に所在する基幹型臨床研修病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修

キャリア形成プログラム	地域医療を担う意思を有する医学生及び医師を対象に、地域の医師不足と地域偏在の解消と医師能力の開発・向上の両立を図るため、地域勤務の義務年限中におけるキャリア形成について診療科と就業先となる医療機関等をタイプ別に様々なコースを示した計画 ※2025年度入学者についてはキャリア形成プログラム（令和6年度施行）が適用されるため、本手引き内の「キャリア形成プログラム」はすべてキャリア形成プログラム（令和6年度施行）を指します。
指定医療機関	臨床研修を修了した時に医師の業務に従事する医療機関として知事が指定する病院又は診療所
地域医療関連診療科	産科（産科の診療を行う産婦人科を含む）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、脳神経外科、総合診療を担う診療科
指定診療科	臨床研修を修了するまでに、「地域医療関連診療科」の中から知事が指定する診療科 ※医師本人の希望、特性（能力、適性）、県内医療の状況等を総合的に勘案して指定を行います。
特定医師業務	大学卒業後臨床研修を受け、臨床研修修了後、引き続いて指定医療機関において指定診療科を担当する医師の業務
継続従事期間	キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に継続して従事した期間
特定医師業務継続従事期間	キャリア形成プログラムに従い、特定医師業務に継続して従事した期間

イ 貸付額 [条例第5条]

- 月額10万円（原則1年次から6年次 10万円×12月×6年＝720万円）

ウ 貸付期間等について [条例第6条、規則第5条]

- 貸付期間：入学した年の4月から大学を卒業する月まで
- 貸付時期：原則毎月貸付け
- 貸付方法：修学生本人名義への口座振込み

エ 貸付けの休止・廃止 [条例第7条、第8条]

◆ 貸付けが休止となる時 [条例第7条]

- 休学したとき
 - 停学の処分を受けたとき
 - 留年したとき
- ※これらの事情が消滅した場合は、貸付けを再開

◆ 貸付けが廃止となる時 [条例第8条]

- 大学を退学し、又は退学させられたとき
- 修学生であることを辞退したとき
- 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがなくなると認められるとき

- 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき
- 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき
- 大学6年次にキャリア形成プログラムを選択しなかったとき
- その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
(死亡した時等)

才 返還債務の免除 [条例第10条、第11条、規則第10条、第11条]

◆ **返還債務が免除となる時(当然免除)** [条例第10条、規則第10条]

- 修学資金の貸付けを受けた方が、キャリア形成プログラムに従い、大学卒業後、神奈川県内で特定臨床研修を受け、特定臨床研修が修了した後、継続して特定医師業務に従事した期間が特定期間に達したとき
 - ※ なお、上記の場合において、災害、負傷、疾病、育児休業、その他やむを得ないと認める事由により特定臨床研修及び特定医師業務に従事できなかったときは、引き続き特定臨床研修及び当該特定医師業務に従事するものとみなしますが、継続従事期間には、特定臨床研修及び特定医師業務に従事できなかった期間は算入しません。
 - ※ 万が一、やむを得ない事由により県内での特定臨床研修が困難になった場合は、県と協議の上、県外に所在する基幹型臨床研修病院が作成する臨床研修プログラムに基づく臨床研修(以下「県外臨床研修」という。)を認める可能性がありますので、速やかに県及び大学にご相談ください。(県外臨床研修の期間は継続従事期間には算入しません。)
- 単に、県外臨床研修を希望する場合は、県外臨床研修を行うことは認められません。

◆ **場合により返還債務の全部又は一部が免除となる時(裁量免除)** [条例第11条、規則第11条]

- 修学資金の貸付けを受けた方が、死亡、心身の故障その他特別の事情により修学資金等を返還する能力を失ったと認められるとき。

力 返還について [条例第9条、第12条、第13条、第14条、規則第9条、第13条]

◆ **返還が必要になるとき** [条例第9条、規則第9条]

- 貸付けが廃止されたとき。
- 臨床研修を受けなかったとき。
- 臨床研修を受けた場合において、当該臨床研修を修了しなかったとき。
- 臨床研修を修了した後、特定医師業務に従事しなかったとき。
- 継続従事期間又は特定医師業務継続従事期間が特定期間に達しなかったとき。

【返還方法など】

- 返還期間：返還の必要が生じた日の翌日から1月以内
- 返還方法：一括
- 返 還 額：貸付けを受けた修学資金の全額と年10%の利息を合計した金額
- ※ 正当な理由がなく修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞利息(年14.5%)を徴収する場合があります。

6年間貸付総額：7,200,000円 → 返還総額：9,400,000円程度
(修学資金の振込み日により異なります。)

◆ 返還を猶予するとき（当然猶予）〔条例第12条〕

- 修学資金の貸付けを受けた方が、キャリア形成プログラムに従い、大学卒業後、神奈川県内で特定臨床研修を受け、特定臨床研修が修了した後、継続して特定医師業務に従事しているとき

◆ 返還を猶予できるとき（裁量猶予）〔条例第13条、規則第13条〕

- 修学資金の貸付けを受けた方が、以下の事情により、修学資金等の返還が困難であると認められたとき。
 - ・被災
 - ・心身の故障
 - ・その他特別の事情

キ 届出の義務〔規則第14条〕

◆ 届出が必要なとき

- 修学生（卒業後も準用）又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき
- 修学生が休学し、留年し、又は退学したとき
- 修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき
- 修学生の休学、留年、停学の事情が消滅したとき
- 修学生であることを辞退するとき
- 修学資金の貸付けを受けた方が死亡したとき
- 臨床研修を受けたとき又は受けなかったとき
- 臨床研修を受けた場合において、臨床研修を修了したとき又は修了しなかったとき
- 臨床研修を修了した後、特定医師業務に従事しなかったとき
- 継続従事期間又は特定医師業務継続従事期間が特定期間に達しなかったとき

※ 書類提出にあたって

1 修学生の方

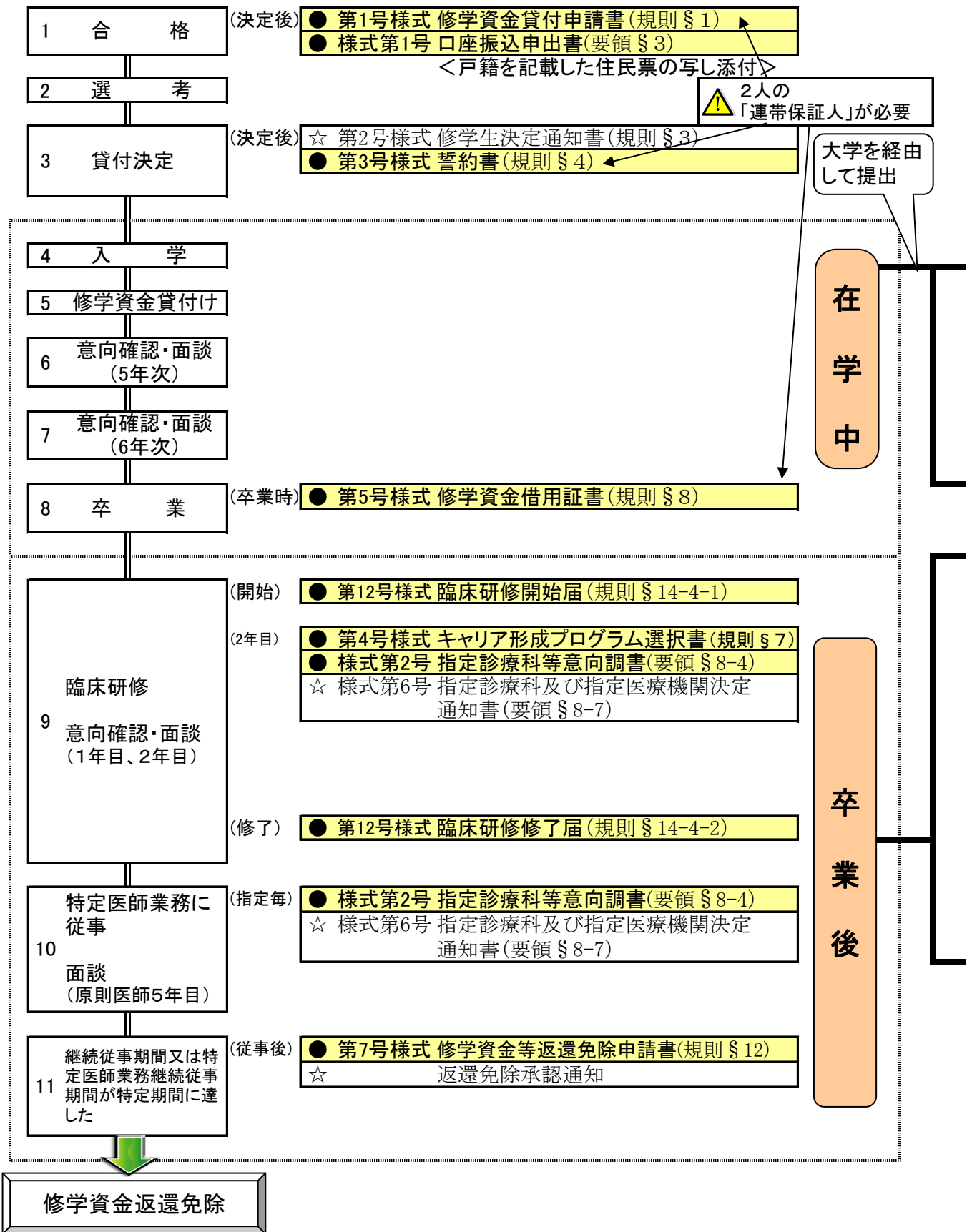
神奈川県が定める規則に基づく書類を提出するときは、各大学の修学資金担当課を経由して県に提出してください。

2 大学を卒業された方

直接神奈川県（目次問合せ先参照）に提出してください。

～大学合格後から修学資金返還免除までの手続き～

凡例) ●修学生等が県に提出する様式 ☆県からの通知



～返還する必要がある場合の手続き～

- 返還する必要がある場合
- ※返還する必要がある場合は、原則1月以内に貸付けを受けた額に利息(年10%)を付した額を一括返還する。但し、次の申請を受けようとする場合は、各様式の提出と県の承認が必

- ① 条例第9条ただし書の規定による返還を申請する場合
- ② 返還免除を申請する場合(死亡、心身の故障、その他)
- ③ 返還猶予を申請する場合(被災、心身の故障、その他)

～その他の手続き～

※ 以下の場合が生じたときは、神奈川県
の問合せ先又は大学までご連絡ください

○ 連帯保証人を変更する場合

- 様式第9号 連帯保証人変更申請書(要領 § 17-1)
- ☆ 連帯保証人変更承認(不承認)通知

○ その他届出が必要な場合

在 学 中	・休学したとき ・停学の処分を受けたとき ・留年したとき
	・上記の事情が消滅したとき
卒 業 後	・退学したとき、又は退学の 処分を受けたとき ・修学生であることを辞退し たとき ・心身の故障のため大学を 卒業する見込みがなくな ったと認められるとき 他

- 第10号様式 休学等届(規則 § 14-1)
- ☆ 修学資金貸付休止通知

貸付
休止

- 第10号様式 休学等届(規則 § 14-1)
- ☆ 修学資金貸付再開通知

貸付
再開

- 第10号様式 休学等届(規則 § 14-1)
- 第5号様式 修学資金借用証書
(規則 § 8)

貸付
廃止

返還

- 第5号様式 修学資金借用証書
(規則 § 8)

在 学 中 ・ 卒 業 後	・修学生、修学資金の貸付けを受け た者又は連帯保証人の住所、氏 名、勤務先その他重要な事項に 異動があったとき
	・修学生または、修学資金の貸付け を受けた者が死亡したとき

- 第9号様式 住所・氏名・勤務先変更届
(規則 § 14-1)

- 第11号様式 死亡届(規則 § 14-2)
<死亡診断書等添付>
- 第5号様式 (修学資金借用証書(規則 §
8)) ※修学生死亡の場合提出

返還
OR
返還免除

卒 業 後	・臨床研修を受けなかったとき
	・臨床研修を修了しなかったとき
	・特定医師業務に従事しなかった とき
	・継続従事期間又は特定医師業務 継続従事期間が特定期間に達しな かったとき
	・特定医師業務等上の事由により 心身に故障が生じ、当該特定医師 業務を行うことができなくなったとき
	* 特定医師業務期間中に災害等の 理由で従事できなかったとき
	・災害等により中断している特定医師 業務従事が可能になったとき

- 第13号様式 業務等異動届(規則 § 14-4)

返還

- 第13号様式 業務等異動届(規則 § 14-4)

返還

- 第13号様式 業務等異動届(規則 § 14-4)

返還

- 第13号様式 業務等異動届(規則 § 14-4)

返還

- 第7号様式 修学資金等返還免除申請書
(規則 § 12)
- ☆ 返還免除承認(不承認)通知

返還免除
OR
不承認の場合
返還

- 様式第5号 特定医師業務中断申出書(要領 § 17-1)
【災害、負傷、疾病、育児休業等(条例 § 10-2、規則 § 10)】

- 様式第6号 特定医師業務復帰申出書(要領 § 18-1)

① 条例第9条ただし書の規定 による返還を申請する場合
② 返還免除を申請する場合 (死亡、心身の故障、その他)
③ 返還猶予を申請する場合 (被災、心身の故障、その他)
③の猶予の事由が消滅したとき

- 第6号様式 修学資金等返還方法承認申請書(規則 § 9-2)
- ☆ 返還方法承認(不承認)通知
- 第7号様式 修学資金等返還免除申請書(規則 § 12)
- ☆ 返還免除承認(不承認)通知
- 第8号様式 修学資金等返還猶予申請書(規則 § 13-1)
- ☆ 返還猶予承認(不承認)通知
<6.7.第8号様式には申請理由を証明する書類を添付>
- 様式第7号 修学資金等返還猶予事由消滅申出書(要領 § 19)

2. 修学資金の貸付手続に必要な提出書類（一覧）

(1) 在学中

※ 必ず大学を経由して県に提出してください

ア 提出書類

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
貸付けを申請するとき	修学資金貸付申請書	第1号様式(規則第1条)	
	口座振込申出書	取扱要領様式第1号(要領第3条)	
	住民票の写し	市区町村	
	連帯保証人に係る前年度の所得金額を証明する書類		
貸付けが決定したとき	誓約書	第3号様式(規則第4条)	修学生決定通知書(第2号様式(規則第3条))
	連帯保証人に係る印鑑登録証明書	市区町村	
卒業するとき	修学資金借用証書	第5号様式(規則第8条)	
	連帯保証人に係る印鑑登録証明書(変更した場合のみ)	市区町村	

イ 変更等のある場合に提出する書類

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
休学・停学・留年のとき	休学等届	第10号様式(規則第14条第1項)	貸付休止 修学資金貸付休止通知
上記事情が消滅したとき	休学等届	第10号様式(規則第14条第1項)	貸付再開 修学資金貸付再開通知
・退学したとき又は退学の処分を受けたとき ・修学生であることを辞退したとき	休学等届	第10号様式(規則第14条第1項)	貸付廃止  修学資金等の返還
	修学資金借用証書	第5号様式(規則第8条)	

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
心身の故障のため大学を卒業する見込みがなくなったと認められるとき等(条例第8条第3～7号)	修学資金借用証書	第5号様式(規則第8条)	
修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき	住所・氏名・勤務先変更届	第9号様式(規則第14条第1項)	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更申請書	取扱要領様式第4号(要領第16条第1項)	連帯保証人変更承認(不承認)通知
	新しい連帯保証人に係る前年度の所得金額を証明する書類	勤務先又は市区町村等	
	連帯保証人に係る印鑑登録証明書	市区町村	
死亡したとき	死亡届	第11号様式(規則第14条第2項)	 修学資金等の返還 又は場合により 返還免除
	死亡診断書又は除籍抄本	医師又は市区町村	
	修学資金借用証書	第5号様式(規則第8条)	
	(修学資金等返還免除申請書)	第7号様式(規則第12条)	返還免除承認(不承認)通知
	※返還免除を申請する場合のみ提出		

(2) 卒業後

ア 提出書類

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
臨床研修を受けたとき	臨床研修開始届	第12号様式(規則第14条第4項第1号)	
指定医療機関を決定するとき	指定診療科等意向調書	取扱要領様式第2号(要領第8条第5号)	指定診療科及び指定医療機関決定通知書(様式第3号(要領第8条第7号))
臨床研修を修了したとき	臨床研修修了届	第12号様式(規則第14条第4項第2号)	

2025～2027年度入学者用

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
キャリア形成プログラムの診療科を選択するとき	キャリア形成プログラム選択書	第4号様式(規則第7条)	
継続従事期間又は特定医師業務継続従事期間が特定期間に達したとき	修学資金等返還免除申請書	第7号様式(規則第12条)	 修学資金等の 返還免除

イ 変更等のある場合に提出する書類

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
臨床研修を受けなかったとき	業務等異動届	第13号様式(規則第14条第4項)	 修学資金等の返還 「返還する必要があるが生じた場合」の項を参照
臨床研修を修了しなかったとき			
臨床研修修了後、特定医師業務に従事しなかったとき			
継続従事期間又は特定医師業務継続従事期間が特定期間に達したとき			
修学資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき	住所・氏名・勤務先変更届	第9号様式(規則第14条第1項)	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更申請書	取扱要領様式第4号(要領第16条第1項)	連帯保証人変更承認(不承認)通知
	新しい連帯保証人に係る前年度の所得金額を証明する書類	勤務先又は市区町村等	
	新しい連帯保証人に係る印鑑証明書	市区町村	
選択したキャリア形成プログラムを変更するとき	キャリア形成プログラム変更書	第4号様式(規則第7条)	
特定医師業務等中の事由により心身に故障が生じ、当該特定医師業務等を行うことができなくなったとき	修学資金等返還免除申請書	第7号様式(規則第12条)	返還免除承認(不承認)通知  修学資金等の 返還免除 不承認の場合は 返還

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
災害や育児休業などの理由で特定医師業務に従事できなかったとき	特定医師業務中断申出書	取扱要領様式第 5 号 (要領第17条第1項)	特定医師業務中断承認 (不承認) 通知
災害等により中断している特定医師業務従事が可能になったとき	特定医師業務復帰申出書	取扱要領様式第 6 号 (要領第18条第1項)	特定医師業務復帰承認 (不承認) 通知
死亡したとき	死亡届	第11号様式(規則第14条第2項)	 修学資金等の返還 又は場合により 返還免除
	死亡診断書又は除籍抄本	医師又は市区町村	
	(修学資金等返還免除申請書) ※返還免除を申請する場合のみ提出	第7号様式(規則第12条)	返還免除承認 (不承認) 通知

(3) 返還する必要が生じた場合

※ 返還が決定した場合は、原則1月以内に貸付けを受けた額に利息を付した額を一括返還

※ 内容によっては、協議が必要となる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。

ただし、次の申請を受けようとする場合は、各書類の提出と県の承認が必要になります。

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
条例第9条ただし書きの規定による返還を申請する場合 【条例第9条関係】	修学資金等返還方法承認申請書	第6号様式(規則第9条第2項)	返還方法承認(不承認)通知
	ただし書きの返還を受けようとする理由を証明することができる書類		
返還免除を申請する場合 【条例第10、11条関係】	修学資金等返還免除申請書	第7号様式(規則第12条)	返還免除承認(不承認)通知
	免除を受けようとする理由を証明することができる書類		
返還猶予を申請する場合 【条例第13条関係】	修学資金等返還猶予申請書	第8号様式(規則第13条第1項)	返還猶予承認(不承認)通知
	猶予を受けようとする理由を証明することができる書類		
猶予された場合で、 猶予された事由が消滅したとき	返還猶予事由消滅申出書	取扱要領様式第 7 号 (要領第19条)	

※提出先は目次の「問合せ先」「書類提出先」を確認してください。

3. キャリア形成卒前支援プランについて

(1) 目的

- 地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援しています。

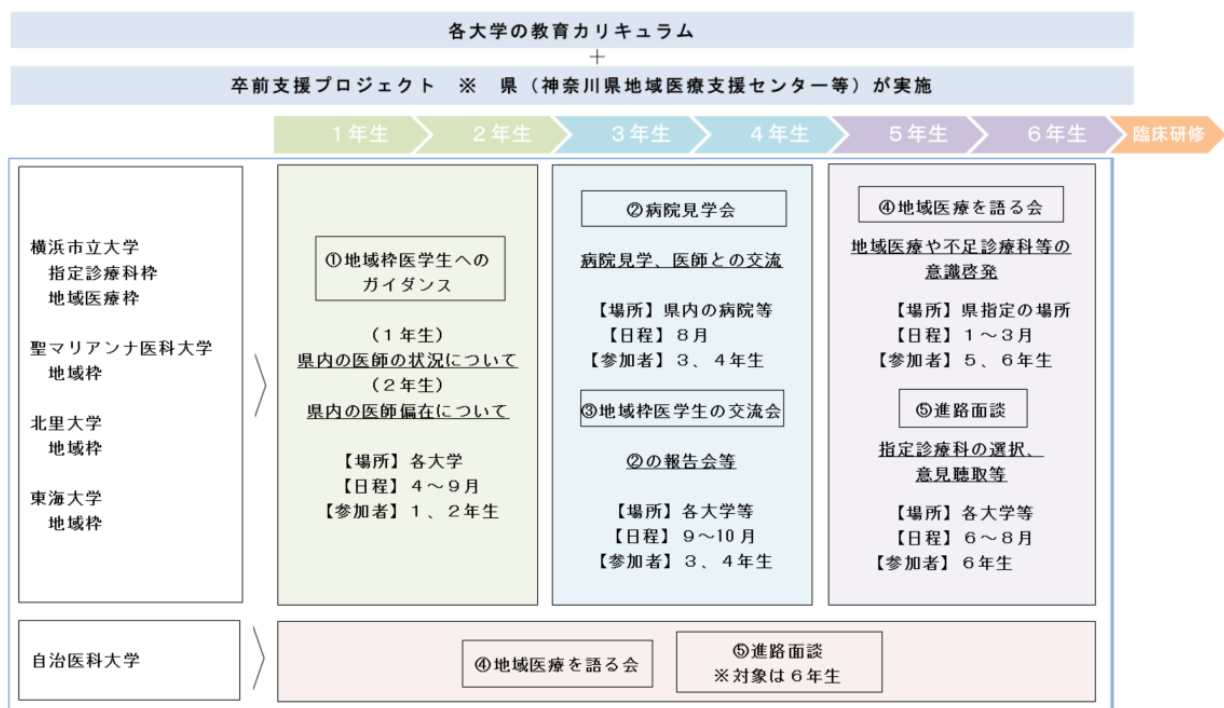
(2) キャリア形成卒前支援プランの適用対象者

- 地域枠で入学した修学生
- 自治医科大学の学生
- その他キャリア形成プログラムの適用について同意した学生

(3) キャリア形成卒前支援プランの概要

- 各大学の教育カリキュラムを基盤としつつ、神奈川県地域医療支援センターが、医科大学等と連携しながら、大学6年間を通じて卒前支援プロジェクトを実施しています。
- 地域枠で入学した修学生は原則参加が必須となっています。
- 学生へのガイダンス、交流会等様々なイベントを実施しており、キャリア形成の一助となる内容となっています。

神奈川県キャリア形成卒前支援プラン（医学部1年生～医学部6年生）



4. キャリア形成プログラム（令和6年度施行）について

（１）はじめに

- キャリア形成プログラムとは、地域における医師不足や地域偏在の解消と、専門医の取得といった医師能力の開発・向上の両立を図るため、義務年限中におけるキャリア形成について、診療科や就業する地域・医療機関等を示した計画です。
- 神奈川県地域医療医師修学資金の貸与を受ける地域枠の皆様はキャリア形成プログラムを選択する必要がありますが、将来のキャリア形成を妨げることなく地域医療において活躍していただけるよう作成しております。
- なお、「4. キャリア形成プログラム（令和6年度施行）について」で言及される「キャリア形成プログラム」は全て「キャリア形成プログラム（令和6年度施行）」です。
- また、ここで紹介する例及び図は、貸付期間が6年の場合を想定して作成しています。貸付期間が6年を超過する場合、キャリア形成プログラムの対象期間が変動するため、個別にお問合せください。

（２）キャリア形成プログラム（令和6年度施行）の適用対象者

- 神奈川県地域医療医師修学資金の貸与を受けた地域枠医師（令和7年度以降の入学者）
- その他、キャリア形成プログラムに加入を希望する医師

（３）キャリア形成プログラム（令和6年度施行）の概要

ア 対象期間（義務年限）

- 修学資金貸付期間の1.5倍となる期間（貸付期間が6年の場合、対象期間は9年間）

イ 基本ローテーションと医療機関

	年数	ローテーション		内容
①	1-2 年目	特定臨床研修	県内に所在する基幹型臨床研修病院が作成した臨床研修プログラムに基づく2年間の臨床研修	○ 医師臨床研修マッチング協議会が定めるマッチングの手続きに従い、大学卒業後、特定臨床研修を実施。
②	3-5 年目	専門研修	県内に所在する基幹施設が作成した専門研修プログラムに基づく専門研修	○ 特定臨床研修修了後、原則として県内に所在する基幹施設が作成した専門研修プログラムに基づき、専門研修を実施。 ○ 専門研修に必要とする期間は専門研修プログラムにより異なる場合あり。
③	6-9 年目	地域医療実践	県内の相対的に医師が不足する地域等での4年間の従事	○ 県内の相対的に医師が不足する地域等に所在する医療機関で従事。

【キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ】

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
ローテーション	① 特定臨床研修 (県内の基幹型臨床研修 病院が作成するプログラム)		② 専門研修			③ 地域医療実践			
従事先			県内の基幹施設 及び連携施設			県内の相対的に医師が 不足する地域			

※ プログラムに加入しても、各ローテーションにおける従事先の医療機関への採用が保証されている訳ではないため、別途、病院の採用試験等を受験していただく必要があります。

※ 専門研修の開始時点が医学部卒業後3年目でない場合や、専門研修期間が3年間でない場合は、図1で示した3年目以降のローテーションとは異なるローテーションとなる可能性があります。その場合、専門研修に従事するとされている期間のうち3年間までは県内の医療機関における勤務としますが、専門研修期間が4年を要するケースでは、4年目は地域医療実践として県内の相対的に医師が不足する地域における勤務とします。

※ 万が一、やむを得ない事由により県内での特定臨床研修が困難になった場合は、県と協議の上、県外に所在する基幹型臨床研修病院が作成する臨床研修プログラムに基づく臨床研修（以下「県外臨床研修」という。）を認める可能性がありますので、速やかに県及び大学にご相談ください。（県外臨床研修の期間は継続従事期間には算入しません。）

単に、県外臨床研修を希望する場合は、県外臨床研修を行うことは認められません。

※ 対象医療機関の一覧は県ホームページで公開していますので、ご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f535143/kyariaikeisei.html>

(4) キャリア形成プログラム（令和6年度施行）適用等の流れ

地域枠志願時	同意書を提出
大学5年次～ 特定臨床研修1年目	・定期的に面談を実施 → 自身のキャリア形成について検討
特定臨床研修2年目	・面談を実施 ・キャリア形成プログラムの診療科コースを選択
専門研修最終年	・面談を実施

※ キャリア形成プログラムの適用は、神奈川県地域医療医師修学資金の返還免除要件の一つになっています。

※ 上記に関わらず、随時面談を実施する場合があります。

(5) 取得可能な専門医等の資格

- 日本専門医機構による専門研修の基本領域の専門医資格（1領域）が取得可能です。
- 詳細は後述しますが、キャリア形成プログラム（従事要件）から外れない範囲内であれば、ダブルボードやサブスペシャリティの取得も妨げていません。

※ダブルボードとは

…日本専門医機構が定めた19の基本領域の中から、2つの専門医を取得すること

※サブスペシャリティとは

…基本領域専門研修を修了した後に取得できる、同分野のより専門性の高い診療領域のこと
例) 基本領域：内科⇒サブスペシャリティ：循環器内科

(6) 勤務先の決定

- キャリア形成プログラムを選択された方は、プログラム上に掲載された勤務先候補の中から志望先の医療機関を選択し、志望先の採用試験（面接等）を経て内定を受けていただきます。その後、神奈川県医療対策協議会での協議を経て、内定した医療機関を県で勤務先に指定します。
- なお、プログラムに掲載された医療機関は、地域枠医師の受入を希望する医療機関です。

(7) キャリア形成プログラム（令和6年度施行）の一時中断**◆ 一時中断の事由及び中断期間について**

- 以下の事由に該当する場合は、キャリア形成プログラムに基づく義務年限を一時中断することができます。
- なお、中断事由によって個別性があることから、一時中断の事由が見込まれると判明した場合は、可能な限り速やかに県又は大学までご相談ください。

	内容	備考	中断期間	
①	災害、疾病、負傷、育児休業、介護休業等やむを得ない場合	産前産後休業（休暇の場合もあり）は、義務年限に算定される。	—	
②	専門研修プログラムに県外の医療機関における研修が含まれており、当該プログラムの研修を行う場合	日本専門医機構が認める専門研修プログラムにおいて、県外の医療機関での研修が求められる場合。	1年を上限とする	②～⑥をそれぞれ通算して6年を上限とする。 ※NGのケース ②で1年 ③で2年 ④で1年 ⑤で1年 ⑥で2年
③	・国内留学 ・海外留学 ・大学院進学		—	
④	ダブルボード取得に必要な地域医療関連診療科外研修期間（日本専門医機構が承認しているダブルボードに関する専門研修制度に限る。）	日本専門医機構が承認した各領域ダブルボード向け専門研修カリキュラム制（単位制）整備基準規定に基づき、ダブルボード取得のために必要とされる研修期間の月数を中断期間とする。		
⑤	公衆衛生医師として勤務する場合			
⑥	地域医療実践期間中に「県内の相対的に医師が不足する地域」以外で従事する場合			

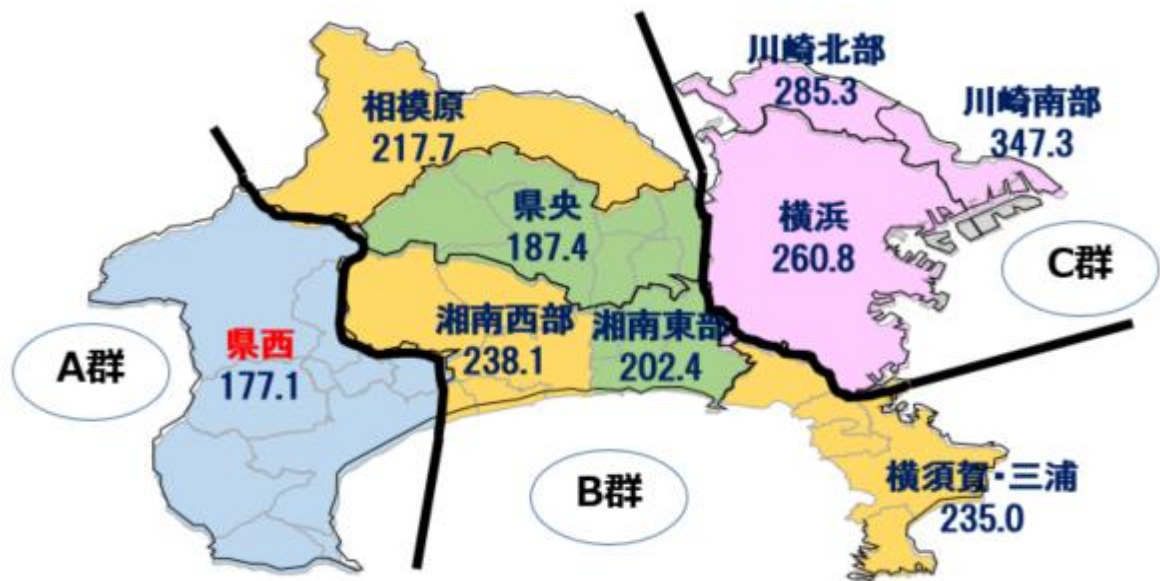
※ただし、非常勤医師として県内の医療機関等に従事している場合、キャリア形成プログラムは中断されず義務年限に算入される可能性がある。

(8) 県内の相対的に医師が不足する地域における勤務

ア 病院群の設定

- 令和5年公表の医師偏在指標を基に、以下のとおり二次保健医療圏（※20ページ参照）ごとに病院群を設定しています。

病院群	医師偏在指標に基づく区域	二次保健医療圏
地域A群	医師少数区域	県西
地域B群	医師少数でも多数でもない区域	県央、湘南東部
	医師多数区域で全国平均を下回る区域	相模原、横須賀・三浦、湘南西部
地域C群	医師多数区域で全国平均を上回る区域	横浜、川崎北部、川崎南部



イ 県内の相対的に医師が不足する地域における勤務

- 対象期間のうち、地域医療実践期間の4年間は、地域A, B群における勤務となります。
- ※ 「県内の相対的に医師が不足する地域における勤務」については、「地域A, B群」と記載します。

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
ローテーション	特定臨床研修		専門研修			地域医療実践			
従事先			県内の基幹施設及び連携施設			<u>地域A, B群</u>			

(9) キャリア形成との両立について

- 4 (7) のとおり、6 年を上限としてキャリア形成のために必要な一時中断の事由を示していますが、ここではいくつかの例をお示しします。期間等は 4 (7) を確認ください。

ア 専門医の取得

＜キャリア形成プログラム上の取扱い＞

- 本県のキャリア形成プログラム（令和 6 年度施行）では、一般社団法人日本専門医機構（以下「日本専門医機構」という。）が定める専門研修の基本領域の専門医資格（1 領域）を取得可能となっています。
- 中断期間に収まる場合は、日本専門医機構が承認したダブルボードに関する専門研修制度によりダブルボードを取得することも可能です。

＜専門研修期間が 3 年以上のケース＞

- キャリア形成プログラム上では、研修期間を原則 3 年（医師 3～5 年目）としている一方で、履修する専門研修プログラムによっては研修期間が 4 年を要する場合があります。
- 仮に 4 年を要する専門研修プログラムを履修した場合、地域 A、B 群で勤務するとされている期間（医師 6 年目）に、地域 C 群で勤務せざるを得ない場合もありますが、その場合は、地域 C 群での研修も可能とします。ただし、この期間はキャリア形成プログラムの一時中断期間とし、義務年限に含まず繰り延べることにします。

【専門研修期間が 4 年間で、4 年目の勤務先の所在地が地域 C 群の場合】

年数	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10年目	
ローテーション	特定臨床研修		専門研修				地域医療実践				
従事先			基幹施設及び連携施設				地域A, B群				
			県内		地域C群 (一時中断)						

繰り延べ

＜専門研修期間中に県外の医療機関における勤務が生じるケース＞

- また、専門研修プログラムに県外の医療機関における研修が含まれている場合には、1 年以内に限り一時中断をすることができます。

【3 年間の研修期間のうち、1 年間を県外の医療機関で研修を行った場合】

年数	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
ローテーション	特定臨床研修		専門研修			地域医療実践				県内 従事
従事先			県内の基幹施設 及び連携施設		県外 (一時中断)	地域 A, B 群				県内の 医療機 関

繰り延べ

＜地域医療関連診療科外の診療科との組合せのダブルボードを取得するケース＞

- 県では、多様なキャリアを有する医師の育成は、県の医療にとっても有意義であるため、日本専門医機構が承認しているダブルボードに関する専門研修制度によるダブルボード取得を認めています。
- 地域医療関連診療科と地域医療関連診療科以外の診療科との組合せのダブルボードを取得する場合、地域医療関連診療科以外の診療科の研修を行った期間は中断扱いとし、日本専門医機構が承認した各領域ダブルボード向け専門研修カリキュラム制（単位制）整備基準規定に基づき、ダブルボード取得のために必要とされる研修期間の月数を中断期間とします。
- （参考：ダブルボード取得の可否）

	ダブルボードの内容	可否	備考
①	◆地域医療関連診療科内の組み合わせ (例) 外科→救急科、内科→総合診療 等	○	
②	◆地域医療関連診療科 + ◆地域医療関連診療科以外の診療科 (例) 救急科→整形外科 等	○	※あくまでも、 <u>メインの診療科は地域医療関連診療科である必要がある。</u> ※日本専門医機構が承認したダブルボードに限る。 ※地域医療関連診療科以外の診療科の研修期間は中断扱いとなる。
③	◆地域医療関連診療科以外の診療科の組合せ (例) 整形外科→リハビリテーション科 等	×	※全て認められず、離脱となる。

（参考：令和8年6月時点で日本専門医機構が承認しているダブルボードの場合）

	診療科の組合せ	可否	中断年数（基本）
①	救急科 ⇒ 外科	○	
	外科 ⇒ 救急科		
	内科 ⇒ 総合診療		
	総合診療 ⇒ 内科		
	総合診療 ⇒ 救急科		
	救急科 ⇒ 総合診療		
	内科 ⇒ 救急科		
	救急科 ⇒ 内科		
②	内科 ⇒ リハビリテーション科	○	2年
	外科 ⇒ リハビリテーション科		
	小児科 ⇒ リハビリテーション科		3年
	救急科 ⇒ 整形外科		4年
	整形外科 ⇒ 救急科		
③	整形外科 ⇒ リハビリテーション科	×	
	リハビリテーション科 ⇒ 整形外科		

2025～2027年度入学者用

- 例えば、内科⇒リハビリテーション科のダブルボード専門研修を履修した場合、リハビリテーション科の研修に必要な研修期間は、キャリア形成プログラムの一時中断期間とし、義務年限に含まず繰り延べることとします。

【内科⇒リハビリテーション科のダブルボード専門研修を履修する場合】

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
ローテーション	特定臨床研修		専門研修 (内科)			専門研修 (リハビリテーション科)		地域医療実践			
従事先			県内			(一時中断)		地域A , B群			
											繰り延べ

<専門研修及び地域医療実践の開始時期について>

- 専門研修の開始時期を医師4年目以降とし、地域医療実践を前倒しで行うことも可能です。
- 一方で、そうしたキャリア選択をする場合、選択した内容に応じて個別に確認・調整を要するため、検討段階でも構いませんので事前に県までお問合せください。
- 下記に一例をお示しします (あくまでも一例であることにご注意ください。)。

【例：専門研修プログラムを4年目から開始した場合】

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
ローテーション	特定臨床研修		地域医療実践	専門研修			地域医療実践		
従事先			地域A, B群	県内の基幹施設 及び連携施設			地域A, B群		

イ 大学院進学

- キャリア選択において大学院進学を選択することも可能です。その場合、状況に応じて以下のとおり取り扱うこととします。

<① 県内医療機関で勤務しない場合>

勤務を行わない期間は、キャリア形成プログラムの一時中断とし、義務年限に含まず繰り延べることとします。

<② 県内医療機関で勤務する場合(社会人大学院生)>

県内の医療機関等に從事しながら大学院に進学する場合は、キャリア形成プログラムは一時中断されず、義務年限に算入される可能性がありますので、進学前に可能な限り早いタイミングでご相談ください。

- 例) 専門研修修了後、医師6年～7年目の2年間大学院に進学し、県内に所在する医療機関に勤務しない場合、当該2年間分が繰り延べとなり、11年間で義務履行を完了することになります。

【専門研修修了後、医師6～7年目の2年間大学院に進学する場合】

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
ローテーション	特定臨床研修		専門研修			大学院進学 (一時中断)		地域医療実践			
従事先			県内の基幹施設 及び連携施設					地域A，B群			
										繰り延べ	

ウ サブスペシャルティの取得等

- キャリア形成プログラムでは、サブスペシャルティ領域の専門医の取得（以下「サブスぺの取得」）まで保証しているものではありませんが、サブスぺの取得を目的としたキャリア選択をすることも可能となっています。
 - 通常、サブスぺの取得は指定診療科の基本領域の専門医の資格取得した後（本県のキャリア形成プログラムでは医師6～9年目の間を想定）に、サブスぺ取得のためのプログラムを履修することが想定されます。
 - その場合、キャリア形成プログラム上の地域医療実践のローテーション期間と重なることになり、勤務場所が「地域A, B群」とするとされていますが、サブスぺ取得のためにやむを得ず、地域C群における勤務が必要となった場合は、地域C群での従事も可能とします。
 - ただし、地域C群で従事する期間はキャリア形成プログラムの一時中断とし、義務年限に含まず繰り延べることにします。
- 例) 地域医療実践のローテーション期間のうち、1年間をサブスぺ取得のため、地域C群の医療機関で勤務する場合、1年間はキャリア形成プログラムの一時中断とし、勤務期間分が繰り延べとなり、10年間で義務履行を完了することになります。

【サブスぺ取得のため7年目に地域C群で勤務する場合】

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
ローテーション	特定臨床研修		専門研修			地域医療実践				
						サブस्प等				
従事先			県内基幹施設 及び連携施設			地域A, B群	地域C群 (一時中断)	地域A, B群		

繰り延べ

エ 専門医の取得を希望しない場合について

- 本プログラムの中では専門医資格を取得しないことも可能です。
- ただし、専門医の取得を希望しない場合、医師3年目から医師9年目までの7年間は県内に所在する医療機関で指定診療科に従事することとなります。
- 7年間のうち4年間は地域医療実践期間として、県内の相対的に医師が不足する地域における勤務が必要です。

【専門医を取得しない場合】

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
ローテーション	特定臨床研修		県内に所在する医療機関での従事 うち4年間は地域医療実践として <u>地域A, B群での勤務</u>						
従事先									

【本県の特徴】

- 義務年限中、特定臨床研修修了後すぐに専門研修（県内基幹施設）を専攻することができます。
- これまで認められていなかった国内・海外留学、大学院進学等についても中断期間（6年間まで）として制度的に認められています。

（10）指定診療科とキャリア形成プログラム（令和6年度施行）診療科コースの選択に係る関係性について

- 神奈川県地域医療医師修学資金の貸与を受けた医師は、キャリア形成プログラム（令和6年度施行）が適用されますが、適用にあたっては、地域医療関連診療科（※1）のうち、指定診療科（※2）として指定される診療科のコースを選択していただきます。
- ※1 産科（産科の診療を行う産婦人科を含む）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、脳神経外科、総合診療を担う診療科
- ※2 本人の希望を最大限尊重しつつ、県内医療の状況、特性（能力、適性）等を総合的に勘定して指定を行います。

（11）法改正等通知以外の国の動きについて

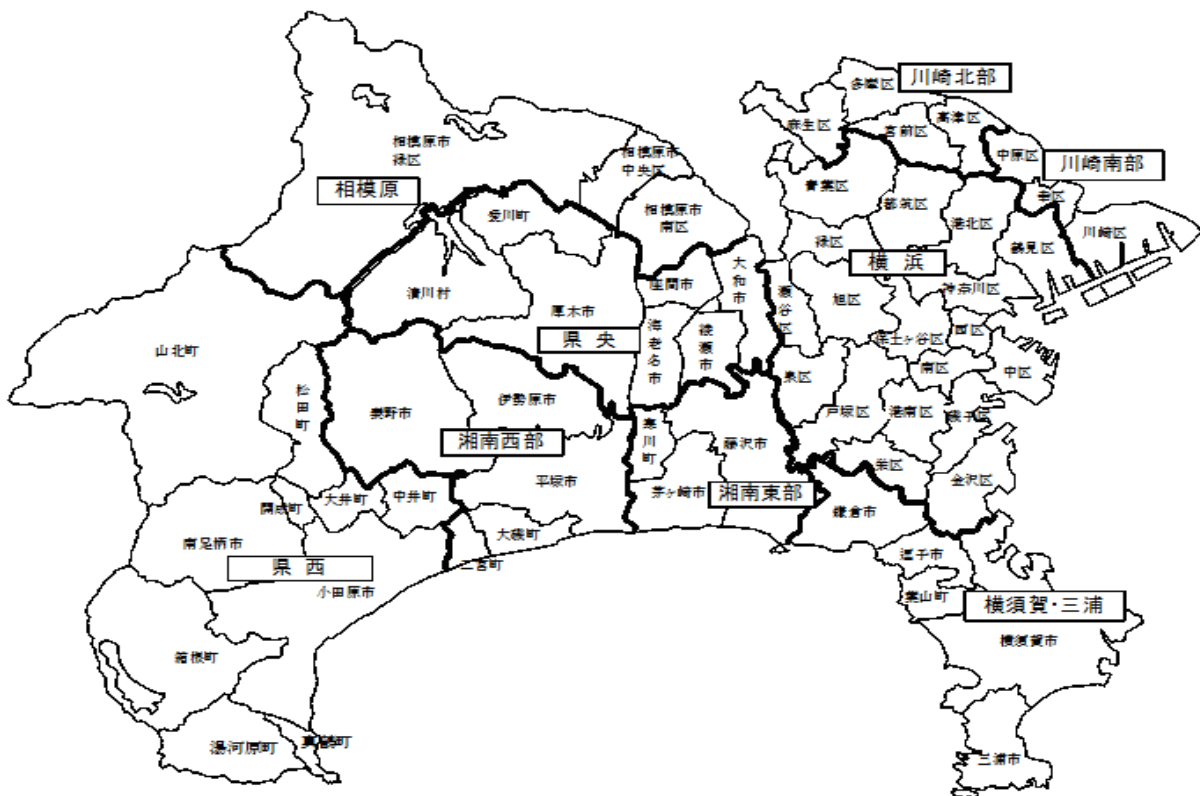
- 厚生労働省では、医師届出票、医籍情報を統合したデータベース「医師情報データベース」を作成しています。今後、地域枠の情報（地域枠対象者、義務終了）などが追加されることも想定されています。
- また、臨床研修及び専門研修の募集時に採用医療機関におけるチェックの厳格化はすでに始まっており、臨床研修に関しては、他県の地域枠医師を採用した臨床研修基幹病院に対し国補助金の返還が求められた事例の報告があります。専門研修に関しては、日本専門医機構から、「協議を経てもなお解決が得られず、不同意のまま離脱した場合は、専攻医はその医療機関プログラムの研修は専門研修とは認められず、専攻医を採用した医療機関は、次年度の採用定員を減ずる」とする取扱いが示されています。
- ※ 離脱する場合、都道府県が個別具体的な事由を確認し、不同意の離脱かどうかの判断をします。

(参考) 二次保健医療圏について

○ 二次保健医療圏 (令和8年4月時点)

二次保健医療圏名	構成市(区)町村
横浜	横浜市
川崎北部	川崎市高津区、川崎市宮前区、川崎市多摩区、川崎市麻生区
川崎南部	川崎市川崎区、川崎市幸区、川崎市中原区
相模原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南東部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

○ 二次保健医療圏の地図 (令和8年4月時点)



5. その他キャリア支援について

(1) キャリア形成に関する相談（キャリアコーディネーターの配置）

- 入学時から義務年限を完了するまでの間、キャリアに関する悩みやキャリア形成に対しアドバイス等を行う人材（キャリアコーディネーター）（以下「CC」）を、各大学及び県に配置しています。
- CCは、キャリア形成プログラムに関する相談窓口となるとともに、キャリア形成プログラム適用者と定期的に面談を実施し、キャリア形成に関する希望を確認することとしています。

(2) キャリアプランシートの作成・活用

- 県、CC、地域枠修学生及び医師の間で各個人のキャリアプランの共有を図るため、キャリアプランシートを作成し、定期的に更新することとします。
- キャリアプランシートは、CCとの定期面談等において活用してください。

(3) 大学診療科教室等との調整

- 地域枠医師が大学診療科教室等に所属した場合、県のキャリア形成プログラム上のローテーションと、大学診療科教室等の人事ローテーションとの両立が図られるよう調整が必要になることがあります。
- そのため、地域枠医師が大学診療科教室等へ所属した際は、自身が地域枠医師であること、及び県のキャリア形成プログラムの内容について、当該大学診療科教室等に説明してください。
- 説明にあたっては、CC及び県からも制度内容やキャリア形成に関して補足の説明を行いますので、ご希望がある方は県までご相談ください。

6. よくあるご質問

Q 1 貸付けの申請にあたって必要な連帯保証人については、要件がありますか？

A 1 連帯保証人は2名必要となります。連帯保証人については、2人とも成年者で独立の生計を営む方（原則として職業を有し、年収のある方）としており、それぞれが別生計としてください。連帯保証人1人で債務を負うことができるかを考えますので、成年者であっても扶養されている者は連帯保証人になることはできません。

例えば、同一生計の父と母は双方に収入があっても同時に連帯保証人として立てることはできません。

なお、申請にあたり、保証人の収入等による所得制限は設けていませんが、所得を証明する書類（前年の源泉徴収票の写し、確定申告書（控）の写し又は市町村発行の所得証明書（法人の場合は、法人税又は法人事業税の納税証明書）など）を提出していただきます。

また、法人を連帯保証人とする場合は、申請者の連帯保証に同意する旨が議決された取締役会、理事会等の議事録の写しが必要となります。

Q 2 他の奨学金等の貸付けを受けていても貸付申請はできますか？

A 2 本制度は他の奨学金等の貸付けを受けていても申請できます。ただし、既に貸付けを受けている奨学金等において従事要件などの制約が課せられていることについて、十分に確認してください。

既に貸付けを受けている奨学金等の従事要件により、本制度の従事要件を変更することはできませんので、ご注意ください。

Q 3 在学中に留学等により休学した間の貸付けはどうなりますか？

A 3 本制度では、休学・停学処分・留学期間については、原則として修学資金の貸付けを休止します。

Q 4 指定診療科は、どのように決定するのですか？/キャリア形成プログラムはどのように選択するのですか？

A 4 厚生労働省医政局長の通知「キャリア形成プログラム運用指針」を参考に、地域枠の方には、志願時に卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意していただくこととしています。また、キャリア形成プログラムでは、診療科ごとに今後の勤務先の選択肢を示しており、地域医療関連診療科（産科（産科を行う診療科を含む。）、小児科、外科、麻酔科、内科、救急科、脳神経外科、総合診療を担う診療科）の中からコースを選択しますが、具体的なコースの選択は臨床研修2年目に行い、このタイミングでキャリア形成プログラム選択書を提出いただく運用としています。

なお、選択したプログラムのコースを最大限尊重し、県が指定診療科として指定します。

Q 5 将来的に勤務する指定医療機関は、県立病院なのですか？

A 5 県立病院に限るものではありません。

キャリア形成プログラムでは、将来の勤務先候補を示しています。プログラムには県立病院だけではなく、地域枠医師の受入を要望している県内の多くの医療機関が含まれています。

地域枠制度で医師を目指す方は、義務年限中に医師不足地域や中小病院などでの勤務を経験するなど様々なキャリアを積んでいただくことを推奨しており、医師6～9年目は県内の相対的に医師が不足する地域の医療機関で勤務していただきます。

Q 6 指定医療機関は、どのように決定するのですか？

A 6 キャリア形成プログラム上に掲載の勤務先候補の中から志望先を選択し、志望先の採用試験（面接等）を経て内定を受けていただきます。神奈川県医療対策協議会(*)での協議を経て、内定した医療機関を県が指定医療機関として指定します。

*神奈川県医療対策協議会：神奈川県における医師確保対策に関する事項等について協議を行うために設置したもので、(公社)神奈川県医師会等の医療関係団体や医師の養成を行う県内4大学、県内医療機関、住民代表者などにより構成されています。

Q 7 特定臨床研修又は特定医師業務期間中に出産し、出産後しばらく子育てに専念する場合は、返還免除の要件にどのような影響がありますか？

A 7 育児休業期間をはじめ、災害、負傷、疾病などやむを得ない事由があると認められる期間については、中断期間となり、特定期間にその休業期間を加算し（繰り延べ）、その合計した期間内に特定医師業務（指定医療機関において指定診療科を担当する医師の業務）及び特定臨床研修で従事した期間が特定期間に達すれば、返還免除を受けることができます。

※ 男性が育児休業を取得可能です。（中断事由に該当します。）

※ 産前6週、産後8週の休暇（休業）期間は有給休暇と同様に中断期間には該当せず、算入します。

Q 8 特定医師業務期間中の身分等はどうなるのですか？

A 8 特定医師業務期間中は、県内の医療機関で勤務することになります。その間の身分については、勤務する県内医療機関の職員となります。

Q 9 短時間勤務や非常勤勤務をした場合、継続従事期間に算入されますか？

A 9 週当たりの勤務時間により、次のとおり計算します。なお、宿日直は含めません。

週当たりの勤務時間	カウント
0時間以上15時間未満	勤務実績に係数0をかける
15時間以上30時間未満	勤務実績に係数0.5をかける
30時間以上	勤務実績に係数1をかける

Q10 修学資金等の返還は、分割で返還できないのですか？

A10 修学資金等の返還は、1月以内に一括での返還が原則です。ただし、これにより難いと県が認めるとき（要申請・証明書類）は、分割の方法で返還することができます。さらに、被災や心身の故障など特別の事情により修学資金等の返還が困難であると認められるときは、返還を猶予することもあります。

Q11 修学資金の返還をすると県外の医療機関での従事は自由にできますか。

A11 国通知（平成30年7月）により、原則、修学資金の返還後の条件は個別案件ごとに国との協議事項となります。なお、国の医道審議会臨床研修部会において、「地域枠の契約は民法に基づく金銭貸借契約であるが、地域枠で入学した事実は抹消されない。」との見解があり、修学資金を返還しても県内の従事義務は残る観点から、県は修学資金返還者に対し、引き続き県内従事への誓約を求めることとしています。

※離脱する場合、都道府県が個別具体的な事由を確認し、不同意の離脱かどうかを判断します。なお、在学中における従事地域及び従事診療科を理由とした離脱希望については、原則離脱に同意しません。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例

平成22年3月30日

条例第15号

改正	平成24年3月30日条例第27号	平成29年3月28日条例第14号
	平成29年10月20日条例第59号	令和元年7月16日条例第19号
	令和4年6月10日条例第35号	令和4年7月29日条例第48号
	令和4年12月23日条例第86号	令和7年3月25日条例第7号
	令和7年5月13日条例第46号	

(目的)

第1条 この条例は、県内において地域医療に関連する診療科を担当する医師が不足し、その確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、将来県内において地域医療を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けに関し必要な事項を定め、もって良質かつ適切な地域医療を効率的に提供する体制の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域医療医師育成課程 将来県内において産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、脳神経外科及び総合診療を担う診療科（第5号においてこれらを「地域医療関連診療科」という。）を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程として、卒業後に一定の期間にわたり県内において医師の業務に従事する意思を有する入学者を選抜するための制度を設けている大学（以下「大学」という。）に置かれる課程をいう。
- (2) 県内出身者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 大学に入学した時点において、県内に1年以上居住したことがある者
 - イ 県内の高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (3) 指定医療機関 神奈川県地域医療医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けた者が医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了した時に、医師の業務に従事する医療機関として知事が指定する病院又は診療所をいう。
- (4) 特定期間 第6条に規定する修学資金の貸付期間（以下「貸付期間」という。）（第7条第1項に規定する休学等の期間を除く。）の2分の3に相当する期間をいう。
- (5) 指定診療科 地域医療関連診療科のうち、修学資金の貸付けを受ける者（以下「修学生」という。）が大学を卒業し、臨床研修を修了するまでに、知事が指定する診療科をいう。
- (6) キャリア形成卒前支援プラン 地域医療を担う意思を有する修学生がその在学期間を通じて、地域の実情を知る機会を確保し、将来地域医療に従事する意識を向上させ、及び地域医療に携わる自らの職務の方針を定めることができるよう支援することを目的として県が定める計画をいう。

(7) 特定臨床研修 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1号の基幹型臨床研修病院（以下「基幹型臨床研修病院」という。）として同法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院であって、県内に所在するものが作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修をいう。

(8) 特定医師業務 県内に所在する指定医療機関における指定診療科を担当する医師の業務をいう。

（修学資金の貸付け）

第3条 県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に修学資金を貸し付ける。

(1) 地域医療医師育成課程を履修する者として大学に入学（転入学、編入学及び再入学を除く。以下同じ。）を許可された者であって、当該入学の日から起算して1年を経過しない者であること。

(2) 県内出身者であること。

(3) 学業成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。

(4) キャリア形成卒前支援プランの適用に同意すること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の23第1項に規定するキャリア形成プログラム（以下「キャリア形成プログラム」という。）を選択し、当該キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に特定期間以上の期間従事する意思を有すること。

2 修学資金（第8条の規定により貸付けが廃止された場合にあっては、当該廃止された日の属する月の分までのものとして貸し付けられた修学資金）には、貸付けを受けた日の翌日から同条の規定により貸付けが廃止された日又は貸付期間が終了する月の末日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付する。

3 前項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（修学生の選考）

第4条 知事は、選考によって修学生を決定する。

（修学資金の月額）

第5条 修学資金の額は、月額10万円とする。

（貸付期間）

第6条 修学資金の貸付期間は、大学に入学する日の属する月から大学を卒業する日の属する月までとする。

（貸付けの休止）

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由（次項において「休学等の事由」という。）が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの期間（同項において「休学等の期間」という。）の分の修学資金の貸付けを休止することができる。

(1) 休学したとき。

(2) 停学の処分を受けたとき。

(3) 留年したとき。

2 前項の場合において、休学等の期間の分の修学資金として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月の翌月以後の分として

貸し付けられたものとみなす。

(貸付けの廃止)

第8条 修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを廃止する。

- (1) 大学を退学し、又は退学させられたとき。
- (2) 修学生であることを辞退したとき。
- (3) 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (4) 学業成績又は性行が著しく不良となつたと認められるとき。
- (5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなつたとき。
- (6) 第6学年時に、キャリア形成プログラムを選択しなかつたとき。
- (7) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止されたときは、貸付けを受けた修学資金の全額と、第3条第2項に規定する利息の額を合計した額（以下「修学資金等」という。）を貸付期間が満了した日又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止された日の翌日から起算して1月以内に返還しなければならない。ただし、知事がこれにより難いと認めるときは、規則で定めるところにより、返還することができる。

(債務の当然免除)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、返還の債務を免除する。

- (1) 次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に継続して従事した期間（以下「継続従事期間」という。）が、特定期間に達したとき。

ア 大学を卒業した日（同日の属する年度内に実施された医師法第9条に規定する医師国家試験に合格しなかつた場合にあつては、同日から起算して1年を経過する日）の属する月の末日（災害、負傷、疾病その他規則で定めるやむを得ない事由（以下この条において「災害等」という。）が生じた場合にあつては、知事が定める日）までに特定臨床研修を受けることが決定し、当該特定臨床研修を修了したとき。

イ 特定臨床研修が修了した日の属する月の末日（災害等が生じた場合にあつては、知事が定める日）までに特定医師業務に従事することが決定し、当該特定医師業務に従事したとき。

- (2) 次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、キャリア形成プログラムに従い、特定医師業務に継続して従事した期間（以下「特定医師業務継続従事期間」という。）が、特定期間に達したとき。

ア 災害等により知事の定める日までに特定臨床研修を受けることを決定することが困難な場合において、基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院であつて、県外に所在するものが作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修（以下「県外臨床研修」という。）を受けることが知事の定める日までに決定し、当該県外臨床研修を修了したとき。

イ 県外臨床研修が修了した日の属する月の末日（災害等が生じた場合にあつては、知事が

定める日)までに特定医師業務に従事することが決定し、当該特定医師業務に従事したとき。

- (3) 継続従事期間又は特定医師業務継続従事期間が特定期間に達するまでの間において、特定医師業務又は特定臨床研修若しくは県外臨床研修(以下「特定医師業務等」という。)中の事由により死亡し、又は心身に故障が生じたため当該特定医師業務等に従事できなくなったとき。

- 2 前項第1号及び第2号の場合において、災害等により特定医師業務等に従事できなかったときは、引き続き当該特定医師業務等に従事したものとみなす。ただし、継続従事期間及び特定医師業務継続従事期間には、特定医師業務等に従事できなかった期間は算入しない。

(債務の裁量免除)

第11条 第9条の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、死亡、心身の故障その他特別の事情により修学資金等を返還する能力を失ったと認められるときは、債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還の当然猶予)

第12条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が第10条第1項第1号又は第2号の規定の適用を受けることとなると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予する。

(返還の裁量猶予)

第13条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が被災、心身の故障その他特別の事情により修学資金等の返還が困難であると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予することができる。

(延滞利息の徴収)

第14条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収することができる。

- 2 第3条第3項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成24年3月30日条例第27号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日条例第14号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日における神奈川県産科等医師修学資金又は神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受ける者に係る診療科の指定は、この条例による改正後の各条例の規定による指定とみなす。

附 則 (平成29年10月20日条例第59号)

2025～2027年度入学者用

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に神奈川県産科等医師修学資金又は神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けの決定を受けた者に係る債務の当然免除については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月16日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の規定により神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が令和2年3月31日までに医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の13第1項に規定するキャリア形成プログラム（以下「キャリア形成プログラム」という。）を選択したときは、この限りでない。この場合において、この条例による改正後の神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（以下「新条例」という。）第10条第1項第1号中「キャリア形成プログラム」とあるのは「修学資金の貸付けを受けた者がキャリア形成プログラムを選択した後にあっては同プログラム」と、「特定臨床研修」とあるのは「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、同号ア中「までに特定臨床研修」とあるのは「までに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、「当該特定臨床研修」とあるのは「当該臨床研修」とする。

（神奈川県産科等医師修学資金貸付条例の廃止に伴う経過措置）

- 4 施行日前にこの条例による廃止前の神奈川県産科等医師修学資金貸付条例の規定により神奈川県産科等医師修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が令和2年3月31日までにキャリア形成プログラムを選択した場合における当該者に係る神奈川県産科等医師修学資金の貸付けの休止及び廃止、返還、返還債務の免除、返還の猶予並びに延滞利息の徴収については、新条例第7条から第14条までの規定を準用する。この場合において、新条例第10条第1項第1号中「キャリア形成プログラム」とあるのは「修学資金の貸付けを受けた者がキャリア形成プログラムを選択した後にあっては同プログラム」と、「特定臨床研修」とあるのは「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、同号ア中「までに特定臨床研修」とあるのは「までに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、「当該特定臨床研修」とあるのは「当該臨床研修」と読み替えるものとする。

附 則（令和4年6月10日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年7月29日条例第48号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の規定により神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月23日条例第86号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定（同条第1項第2号アに規定する県外臨床研修に係る部分に限る。）は、令和6年度以降に神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例第2条第1号に規定する大学を卒業した者から適用する。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則

平成22年3月30日

規則第24号

改正 平成24年3月30日規則第46号
令和元年6月25日規則第15号
令和3年9月28日規則第80号
令和7年3月25日規則第25号
令和7年5月13日規則第67号

平成29年3月28日規則第22号
令和3年1月29日規則第8号
令和4年6月10日規則第47号
令和7年3月28日規則第42号

(貸付けの申請)

第1条 神奈川県地域医療医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に住民票の写しを添えて知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を2人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者でなければならない。この場合において、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。

(1) 連帯保証人が自然人である場合 成年の者で独立の生計を営むもの

(2) 連帯保証人が法人である場合 債務を弁済する資力を有する者

3 修学生（神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する修学生をいう。以下同じ。）又は修学資金の貸付けを受けた者が、連帯保証人を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(選考結果の通知)

第3条 知事は、修学生を決定したときは修学生決定通知書（第2号様式）により、修学生としないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第4条 修学生となった者は、前条の規定による通知を受けた日から知事が別に定める期間内に、連帯保証人と連署した誓約書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(修学資金の交付)

第5条 修学資金は、修学生に毎月交付する。ただし、新規の修学生に係る第1回目の修学資金の交付のとき又は特別の事情があるときは、この限りでない。

(貸付けの休止)

第6条 修学生が引き続き1月を超えて休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの期間の分の修学資金の貸付けを休止する。

(キャリア形成プログラムの選択)

第7条 修学生及び修学資金の貸付けを受けた者は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の23第1項に規定するキャリア形成プログラムを選択し、又は変更するときは、キャリア形成プログラム選択（変更）書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(修学資金借用証書)

第8条 修学生は、修学資金の最後の貸付分の交付を受けた日から知事が別に定める期間内に、貸付けを受けた修学資金の全額について修学資金借用証書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(条例第9条ただし書の規定による返還)

第9条 条例第9条ただし書の規定による返還は、条例第6条に規定する修学資金の貸付期間が満了した日又は条例第8条の規定により修学資金の貸付けが廃止された日の翌日から起算して修学資金の貸付けを受けた期間（条例第7条第1項の規定により貸付けを休止された期間を除く。）に相当する期間内に、貸付けを受けた修学資金の全額と条例第3条第2項に規定する利息の額を合計した額（以下「修学資金等」という。）の均等額を月賦、4分の1年賦又は半年賦のいずれかの方法により行うものとする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

2 前項本文に規定する返還をしようとする者は、条例第6条に規定する修学資金の貸付期間が満了した日又は条例第8条の規定により修学資金の貸付けが廃止された日の翌日から起算して14日以内に、修学資金等返還方法承認申請書（第6号様式）に条例第9条ただし書の規定による返還をしようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(やむを得ない事由)

第10条 条例第10条第1項第1号アに規定する規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定による育児休業をしたこと。
- (2) 選択したキャリア形成プログラムの診療科に係る医学の修得を目的として、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院若しくはこれに相当する教育を行うと認められる課程を置く教育機関に修学し、又は医療機関等に勤務したこと。
- (3) その他知事がやむを得ないと認める事由

(債務の裁量免除の額)

第11条 条例第11条に該当する場合の免除することができる債務の額は、返還できないと認める額とする。

(免除の申請)

第12条 条例第10条第1項又は第11条の規定により債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、修学資金等返還免除申請書（第7号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(猶予の申請等)

第13条 条例第13条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、修学資金等返還猶予申請書（第8号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2025～2027年度入学者用

- 2 前項の規定により修学資金等の返還を猶予された者は、当該猶予された事由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(届出義務)

第14条 修学生は、次に掲げる事情が生じた場合には、住所・氏名・勤務先変更届（第9号様式）又は休学等届（第10号様式）により直ちに知事に届け出なければならない。

- (1) 修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。
- (2) 休学し、留年し、又は退学したとき。
- (3) 停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- (4) 前2号に掲げる事情（退学の場合を除く。）が消滅したとき。
- (5) 修学生であることを辞退するとき。

2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届（第11号様式）に事実を証明する書類を添えて直ちに知事に提出しなければならない。

3 第1項第1号及び前項の規定は、修学資金の貸付けを受けた者に準用する。ただし、当該修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。

4 修学資金の貸付けを受けた者は、次に掲げる事情が生じた場合には、臨床研修開始（修了）届（第12号様式）又は業務等異動届（第13号様式）により直ちに知事に届け出なければならない。

- (1) 特定臨床研修又は県外臨床研修を受けたとき又は受けなかったとき。
- (2) 特定臨床研修又は県外臨床研修を受けた場合において、当該特定臨床研修又は県外臨床研修を修了したとき又は修了しなかったとき。
- (3) 特定医師業務に従事しなかったとき。
- (4) 継続従事期間又は特定医師業務継続従事期間が特定期間に達しなかったとき。

(書類の経由)

第15条 修学生は、この規則の規定による書類を知事に提出するときは、条例第2条第1号に規定する大学の学長を経由しなければならない。

(実施細目)

第16条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第22号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年1月29日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年6月10日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和7年3月28日規則第42号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

各種様式

＜神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則で定める様式＞

- | | |
|---------|-------------------------------|
| ■第1号様式 | 修学資金貸付申請書 |
| (第2号様式 | 修学生決定通知書) ※県から修学生の方へ通知する様式です |
| ■第3号様式 | 誓約書 |
| ■第4号様式 | 地域勤務期間中におけるキャリア形成プログラム選択(変更)書 |
| ■第5号様式 | 修学資金借用証書 |
| 第6号様式 | 修学資金等返還方法承認申請書 |
| 第7号様式 | 修学資金等返還免除申請書 |
| 第8号様式 | 修学資金等返還猶予申請書 |
| 第9号様式 | 住所・氏名・勤務先変更届 |
| 第10号様式 | 休学等届 |
| 第11号様式 | 死亡届 |
| ■第12号様式 | 臨床研修開始(修了)届 |
| 第13号様式 | 業務等異動届 |

注) ■：全ての方が提出する必要がある様式です。

修学資金貸付申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者氏名

神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

ふりがな氏名		
	(性別 男・女)	
生年月日	年 月 日 (満 歳)	
住所	〒	
電話番号		
大学名		
本人の履歴		
年 月		
年 月		
年 月		
現在の健康状態	1 良い 2 普通 3 悪い (具体的な状態)	
連帯保証人		
ふりがな氏名	(性別 男・女)	(性別 男・女)
生年月日	年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)
本人との関係		
住所	〒	〒
電話番号		
勤務先等	名称	
	所在地	〒
	電話番号	
年収(税込み額)	円	円

備考 連帯保証人が法人の場合は、氏名の欄に名称及び代表者の氏名を、住所の欄及び電話番号の欄に主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。生年月日の欄、勤務先等の欄及び年収の欄の記載は必要ありません。

修 学 生 決 定 通 知 書

年 月 日

様

神奈川県知事 

あなたを神奈川県地域医療医師修学資金修学生として決定し、次のとおり修学資金を貸し付けます。

修 学 生 番 号	
月 額	10万円
貸 付 期 間	年 月から 年 月まで

誓 約 書

年 月 日

神奈川県知事殿

私は、修学生として神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

修 学 生 番 号

住 所

氏 名 印

私どもは、上記修学生の連帯保証人として、修学生に誓約どおり履行させるとともに、修学生の債務を連帯して負担します。

連帯保証人 住 所

修学生との関係

氏 名 印

年 月 日生

連帯保証人 住 所

修学生との関係

氏 名 印

年 月 日生

キャリア形成プログラム選択（変更）書

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日

私は、次のとおりキャリア形成プログラムを選択（変更）します。

選択するキャリア形成プログラム名	
------------------	--

修学資金借用証書

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名	印	生年月日	年 月 日

私は、修学生として次のとおり神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受けました。この修学資金は、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例第10条第1項第1号及び第2号の規定の適用を受ける見込みがなくなったときは、同条例及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の規定に従い、次の借用金額に利息を付した額を返還します。

借 用 金 額	円
借 用 期 間	年 月から 年 月まで 年 か月

連帯保証人 住 所
修学生との関係
氏 名 印

連帯保証人 住 所
修学生との関係
氏 名 印

私どもは、上記修学生の連帯保証人として、修学生に誓約どおり履行させるとともに、修学生の債務を連帯して負担します。

修学資金等返還方法承認申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日

神奈川県地域医療医師修学資金等について、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例第 9 条ただし書の規定による返還をしたいので、次のとおり申請します。

借 用 期 間	年 月から 年 月まで 年 か月
借 用 金 額	円
返 還 金 額	円（うち利息分 円）
返 還 事 由 発 生 年 月 日	年 月 日
条例第 9 条ただし書の規定による返還をしようとする理由	
変更後の返還方法	1 月賦 2 4 分の 1 年賦 3 半年賦

修学資金等返還免除申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名		生 年 月 日	年 月 日

神奈川県地域医療医師修学資金等の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借 用 期 間	年 月 から 年 月 まで 年 か月		
借 用 金 額	円		
返 還 金 額	円（うち利息分 円）		
返 還 済 額	円		
返還免除申請額	円		
申 請 理 由	当 然 免 除	1 継続従事期間又は特定医師業務継続従事期間が特定期間に達した。 （継続従事期間・特定医師業務継続従事期間（該当するものに○印を付けてください。） 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで	
	裁 量 免 除	2 特定医師業務等中の事由による死亡 3 特定医師業務等中の事由による心身の故障 1 死亡 2 心身の故障 3 その他 〔 〕	
申 請 理 由 発 生 年 月 日	年 月 日		
現 在 の 就 業 先 又 は 在 学 先	名 称		
	所 在 地	〒	
	電 話 番 号		
申 請 理 由 発 生 ま で の 状 況	期 間		就業先、進学先等
	年 月 から 年 月 まで	年 か月	
	年 月 から 年 月 まで	年 か月	
	年 月 から 年 月 まで	年 か月	
	年 月 から 年 月 まで	年 か月	

修学資金等返還猶予申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名		生 年 月 日	年 月 日

神奈川県地域医療医師修学資金等の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借 用 期 間	年 月から 年 月まで 年 か月		
借 用 金 額	円		
返 還 金 額	円（うち利息分 円）		
返 還 済 額	円		
返 還 猶 予 申 請 額	円		
返還猶予を求める期間	年 月から 年 月まで		
申 請 理 由	1 被災 2 心身の故障 3 その他 ()		
申 請 理 由 発 生 年 月 日	年 月 日		
現 在 の 就 業 先 又 は 在 学 先	名 称		
	所 在 地	〒	
	電 話 番 号		
申 請 理 由 発 生 までの 状況	期 間		就業先、進学先等
	年 月から 年 月まで		年 か月
	年 月から 年 月まで		年 か月
	年 月から 年 月まで		年 か月
	年 月から 年 月まで		年 か月

住所・氏名・勤務先変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住 所
氏 名

印

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

1 修学生・修学資金の貸付けを受けた者

修 学 生 番 号			
新 旧 の 別		新	旧
住 所		〒	〒
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名		印	
勤 務 先 等	名 称		
	所 在 地	〒	〒
	電 話 番 号		
その他重要な事項			
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 理 由			

2 連帯保証人

新 旧 の 別		新	旧
ふ り が な 氏 名		印	
修 学 生 と の 関 係			
生 年 月 日		年 月 日生	
住 所		〒	〒
電 話 番 号			
勤 務 先 等	名 称		
	所 在 地	〒	〒
	電 話 番 号		
年 収 (税 込 み 額)		円	円
その他重要な事項			
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 理 由			

備考 連帯保証人が法人の場合は、氏名の欄に名称及び代表者の氏名を、住所の欄及び電話番号の欄に主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。生年月日の欄、勤務先等の欄及び年収の欄の記載は必要ありません。

休 学 等 届

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名		生 年 月 日	年 月 日

次のとおり届け出ます。

届 出 事 項	1 休学 2 留年 3 退学 4 停学 5 1、2又は4の事情の消滅 6 辞退		
届 出 事 項 発 生 年 月 日 (期 間)	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)		
届 出 理 由			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大学学長（氏 名）印

備考 届出事項の6に該当する者にあつては、証明事項の記載は必要ありません。

死 亡 届

年 月 日

神奈川県知事殿

親族（連帯保証人） 住 所
氏 名

神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受けた次の者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

修 学 生 番 号			
修学生・修学資金の貸付けを受けた者の氏名			
修学生・修学資金の貸付けを受けた者との関係			
就業等（直近）の状況	名 称		
	所 在 地	〒	
	電 話 番 号		
	期 間	年 月から 年 月まで	
死 亡 年 月 日	年 月 日		

臨床研修開始（修了）届

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日

次のとおり特定臨床研修又は県外臨床研修を開始（修了）したので、届け出ます。

研 修 先	施設名又は 所属団体名		
	所 在 地	〒	
	電 話 番 号		
研 修 開 始 （ 修 了 ） 年 月 日	年 月 日		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

施設（所属団体）の長の職及び氏名印

業 務 等 異 動 届

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名		生 年 月 日	年 月 日

次のとおり届け出ます。

届 出 事 項	1 特定臨床研修又は県外臨床研修を受けなかった。 2 特定臨床研修又は県外臨床研修を修了しなかった。 3 特定医師業務に従事しなかった。 4 継続従事期間又は特定医師業務継続従事期間が特定期間に達しなかった。
届出事項発生年月日	年 月 日

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例、同施行規則における取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領（以下「要領」という。）は、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15条。以下「条例」という。）及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則（平成22年神奈川県規則第24号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(県内出身者の確認)

第2条 条例第3条第1項第2号に規定する県内出身者の確認は、別添1のとおりとする。

(貸付けの申請)

第3条 規則第1条に規定する「知事が別に定める期日」とは、大学を入学する日の属する年の4月15日（公立大学法人横浜市立大学にあっては、同大学が指定する入学手続日の最終日）までとする。ただし、15日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。

2 修学資金の貸付けを受ける者は、前項の日までに次の書類を県に提出する。

(1) 規則第1条に規定する修学資金貸付申請書

(2) 住民票の写し

(3) 規則第2条に規定する連帯保証人に係る前年度の所得金額を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書（控）の写し又は市町村発行の所得証明書等。なお、法人の場合にあっては、法人税又は法人事業税の納税証明書等）

(4) 連帯保証人が法人の場合にあっては、履歴事項全部証明書及び修学生の連帯保証に同意する旨が議決された取締役会、理事会等の議事録の写し

(5) 口座振込申出書（取扱要領様式第1号）

(連帯保証人)

第4条 規則第2条に規定する連帯保証人は、修学資金の貸付けを受ける者が未成年者である場合において、連帯保証人2人を父母とすることはできない。また、独立の生計を営む者とは、原則として職業を有し、一定の収入のある者とする。

(貸付けの手続き)

第5条 修学生となった者は、規則第4条に規定する誓約書と併せて規則第2条に規定する連帯保証人に係る印鑑登録証明書を県に提出する。

(修学資金の交付)

第6条 県は、条例第5条に規定する額を毎月15日に修学生に交付する。ただし、15日が閉庁日の場合は、翌開庁日に交付する。また、規則第5条ただし書きに該当する場合は、数月分を合わせて交付することができる。

(貸付けの廃止)

第7条 大学は、修学生が条例第8条のいずれかに該当する状況にあるとき若しくは近い将来に

該当する可能性があるとは判断される場合は、県に報告する。

(キャリア形成プログラムの選択及び指定診療科の指定並びに指定医療機関の指定)

第8条 条例第2条第3号に規定する指定医療機関の指定及び第2条第5号に規定する指定診療科の指定並びに規則第7条に規定するキャリア形成プログラムの選択に当たっては、次に掲げるところにより行う。

- (1) 大学は、正規の地域医療医師育成課程の6年次に、修学生と面談し、神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度の趣旨を説明するとともに、修学生の指定診療科に関する意向や大学卒業後の進路希望等を把握する。
- (2) 大学は、前号に掲げる面談の後、面談で把握した事項を記載した面談票（任意様式）を作成し、県に提出する。
- (3) 臨床研修2年目時に、県又は大学は、修学資金の貸付けを受けた医師（以下「地域枠医師」という。）と面談し、地域枠医師の指定診療科に関する意向や専門医資格の取得に関する意向、指定医療機関に関する意向等を把握する。
- (4) 大学は、前号に掲げる面談の後、面談で把握した事項を記載した面談票（任意様式）を作成し、県に提出する。
- (5) 地域枠医師は、臨床研修2年目時に、県からの通知に基づき、規則第7条に規定するキャリア形成プログラム選択（変更）書及び指定診療科等意向調書（取扱要領様式第2号）を県に提出する。
- (6) 県は、地域枠医師が臨床研修を修了するまでに、指定診療科等意向調書等を踏まえ、県内医療の状況や地域枠医師の特性（希望、能力、適性）等を総合的に勘案し、神奈川県医療対策協議会において協議の上、指定診療科及び指定医療機関を決定する。
- (7) 県は、前号の規定により指定診療科及び指定医療機関を決定したときは、指定診療科及び指定医療機関決定通知書（取扱要領様式第3号）により地域枠医師に通知する。

- 2 令和3年度以前に条例第2条第1号に規定する大学に入学した者で、キャリア形成プログラムの選択を希望するものは、正規の地域医療医師育成課程の6年次に「医学部地域枠に関する同意書」を県に提出する。
- 3 修学生若しくは地域枠医師が、第1項第6号で選択したキャリア形成プログラムの変更を希望する場合は、規則第7条に規定するキャリア形成プログラム選択（変更）書を県に提出する。
- 4 県は、キャリア形成プログラムの選択後に新たに設定されたキャリア形成プログラムへの変更を希望する場合等、対象医師からの申請に基づき知事が理由を適当と認めた場合には、適用されるキャリア形成プログラムを変更することを認めるものとする。

(面談の実施)

第9条 県又は大学は、修学生、地域枠医師のいずれかから面談の申し出があった場合は、速やかに面談を実施する。

- 2 修学生又は地域枠医師は、県、大学のいずれから面談の申し出があった場合は、速やかに面談に応じる。
- 3 県及び大学は必要に応じて相互に面談への立会いを求めることができる。

2025～2027年度入学者用

(修学資金借用証書の提出)

第10条 規則第8条に規定する「知事が別に定める期間内」とは、大学を卒業する日（地域医療医師育成課程の6年次に留年した場合にあっては、当該留年が確定した日）の属する年の4月15日までとする。ただし、15日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。

2 修学生、地域枠医師は、前項の日までに次の書類を県に提出する。

(1) 規則第8条に規定する修学資金借用証書

(2) 第5条で提出した印鑑登録証明書から変更がある場合は、規則第2条に規定する連帯保証人に係る変更後の印鑑登録証明書

(臨床研修に係る届出の取扱い)

第11条 県は、地域枠医師から規則第14条第4項に規定する臨床研修開始（修了）届を受理したときは、神奈川県医療対策協議会に報告する。

(現況調査)

第12条 県は、地域枠医師に対し毎年度現況調査を行い、地域枠医師はこれに回答する。

(専門医取得の取扱い)

第13条 地域枠医師が専門医を取得する場合の取扱いは、別添2のとおりとする。

(継続従事期間の取扱い)

第14条 条例第10条に規定する継続従事期間の計算は、月数により行う。

2 継続従事期間に特定医師業務に従事しない期間がある場合は、特定医師業務の従事を開始した日の属する月から特定医師業務に従事しなくなった日の前日の属する月までを算入する。この場合において、特定医師業務に従事しなくなった日の属する月に再び特定医師業務への従事を開始したときは、その月を1月として計算し、前後の期間を通算する（別添3）。

(債務の当然免除)

第15条 条例第10条に規定する返還の当然免除に係る取扱いについては別添4のとおりとする。

2 規則第10条第3号に規定する「その他知事がやむを得ないと認める事由」は、次に掲げる事由とする。

(1) 県内の病院の採用試験に不合格となり、県内で臨床研修を受けることができないため、やむを得ず県外の病院で臨床研修を受けるとき。

(2) 令和6年度に策定されたキャリア形成プログラム（以下「キャリア形成プログラム（令和6年度版）」という）において、相対的に医師が不足する地域における勤務を行うこととされている地域医療実践期間中に、大学病院及び相対的に医師が不足する地域以外に所在する医療機関で勤務したとき。

(3) 一般社団法人日本専門医機構認定の基本領域専門医におけるダブルボード取得のために必要とされる、条例第2条第1号に規定される地域医療関連診療科以外の診療科の研修をおこなったとき。

(4) その他知事がやむを得ないと認める事由

(連帯保証人の変更)

第16条 修学生が規則第2条に規定する連帯保証人を変更するときは、次の書類を県に提出する。

- (1) 連帯保証人変更申請書（取扱要領様式第4号）
- (2) 変更する連帯保証人に係る前年度の所得金額を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書（控）の写し又は市町村発行の所得証明書等。なお、法人の場合にあつては、法人税又は法人事業税の納税証明書等）
- (3) 変更する連帯保証人が法人の場合にあつては、履歴事項全部証明書及び連帯保証に同意する旨が議決された取締役会、理事会等の議事録の写し
- (4) 変更する連帯保証人に係る印鑑証明書

2 県は、連帯保証人変更申請書を受理したときは、連帯保証人変更承認（不承認）通知書により修学生若しくは地域枠医師に通知する。

（特定医師業務の中断）

第17条 地域枠医師は、条例第2条第8号に規定する特定医師業務に従事できないときは、特定医師業務中断申出書（取扱要領様式第5号）を県に提出する。

2 県は、特定医師業務中断申出書を受理したときは、特定医師業務中断承認（不承認）通知書により地域枠医師に通知する。

（特定医師業務への復帰）

第18条 地域枠医師が条例第2条第8号に規定する特定医師業務へ復帰するときは、特定医師業務復帰申出書（取扱要領様式第6号）を県に提出する。

2 県は、特定医師業務復帰申出書を受理したときは、特定医師業務復帰承認（不承認）通知書により地域枠医師に通知する。

（返還猶予事由の消滅）

第19条 規則第13条第2項に規定する返還猶予の事由が消滅したときは、地域枠医師は修学資金等返還猶予事由消滅申出書（取扱要領様式第7号）により県に提出する。

（書類の経由）

第20条 修学資金の貸付けを受ける者及び修学生は、この要領の規定による書類を県に提出するときは、大学を経由しなければならない。

（その他）

第21条 この要領に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱い、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この取扱い、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この取扱い、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この取扱い、令和5年7月29日から施行する。

2025～2027年度入学者用

附 則

この取扱いは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別添1（取扱要領第2条関係）

県内出身者の確認

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例で定める対象者であるか否かを確認するため、神奈川県と学校法人北里研究所、学校法人聖マリアンナ医科大学、学校法人東海大学及び公立大学法人横浜市立大学（以下「大学」という。）では、次の方法により「県内出身者」であることを確認する。

1 確認方法

「県内出身者」であることを証する書類は次のア～エのいずれかとする。ただし、医学生がやむを得ない理由によりア～エを提出できない場合は、神奈川県が「県内出身者」であるか否かを確認する。

(1) 大学による確認

大学は、修学生となる意向がある医学生から「県内出身者」を証する次の書類が提出された場合は、「県内出身者」であるか否かを確認する。ただし、学校法人東海大学はエを除く。

「県内出身者」であることを証する書類

- ア 文部科学省指定の調査書
- イ 住民票
- ウ 住民票の除票
- エ 戸籍の附票

(2) 神奈川県による確認

神奈川県は、修学生となる意向がある医学生からの申出を受け、別に定める「神奈川県地域医療医師修学資金貸付金に係る県内出身者要件の確認における考え方について」に基づき、「県内出身者」であるか否かを確認し、確認結果を当該医学生及び大学に通知する。

2 その他

神奈川県と大学は、「県内出身者」の確認を円滑に行うにあたり、この他必要な調整をすることができる。

専門医取得の取扱い

（基本方針）

- 地域枠医師が自身の選択したキャリア形成プログラムに従って特定医師業務期間中に専門医を取得するための研修を行うことを可能とし、地域枠医師が専門医取得を希望する場合は、本人の意向、地域の実情等を考慮したうえで、適切な専門研修基幹施設及び連携施設を指定する。

（専門医取得に係る研修として認める期間）

- 指定診療科において専門医取得のために必要とする期間とする。

（専門研修プログラムに係る研修）

- 県内の専門研修基幹施設の専門研修プログラムに、県外医療機関での研修※1が含まれる場合、県外で研修した期間は条例第10条第2項により継続従事期間には算入しない（県外で研修した期間は義務年限を先に繰り延べる）こととし、さらに、県外での研修を認める期間は通算で1年以内とする（県外の医療機関での研修は1年までやむを得ない事由として認めることとする）。

- ※1 県外の医療機関での研修とは、当該の県外医療機関が主たる従事先となる場合を指し、主たる従事先が県内の専門研修基幹施設又は連携施設であり、外勤や研修等により数日間、県外医療機関において従事するような場合は含まない。

別添3（取扱要領第15条関係）

継続従事期間の計算例

継続従事期間：令和3年4月～令和11年3月の場合【9年間の場合】

専 門 研 修：令和5年4月～令和8年3月の場合【3年間の場合】

（県外：勤務地が県外の医療機関となる場合）

令和5年4月1日～令和6年3月31日 県内 （特定医師業務12月）

令和6年4月1日～令和6年9月30日 県外 6月

令和6年10月1日～令和7年1月31日 県内 （特定医師業務4月）

令和7年2月1日～令和7年7月15日 県外 5月

令和7年7月16日～令和7年12月31日 県内 （特定医師業務6月）

令和8年1月1日～令和8年1月18日 県外 0月

令和8年1月19日～令和8年3月31日 県内 （特定医師業務3月）

※ 特定医師業務は25月（2年1月）、義務年限を繰り延べる期間は11月

条例第10条に規定する返還の当然免除に係る取扱い

1 キャリア形成プログラム（令和元年度施行版）を選択する場合

- 下記事由を認める期間は、通算で4年以内とする。

		特定医師業務	条例第10条に基づく 返還の当然免除の適用
大学院への進学	(1)	従事する	第1項を適用
	(2)	従事しない	第2項を適用
国内留学 海外留学		該当しない	第2項を適用
ダブルボードの取得	(1)	従事する	第1項を適用
	(2)	従事しない	第2項を適用

2 キャリア形成プログラム（令和6年度施行版）を選択する場合

- 下記事由を認める期間は、通算で6年以内とする。

		特定医師業務	条例第10条に基づく 返還の当然免除の適用
大学院への 進学	(1)	従事する	第1項を適用
	(2)	従事しない	第2項を適用
国内留学 海外留学		該当しない	第2項を適用
地域医療実践期間中に、大学病院及び 「県内の相対的に医師が不足する地 域」以外に所在する医療機関以外で従 事する場合		該当する	第2項を適用
ダブルボードの取得	(1)	従事する	第1項を適用
	(2)	従事しない	第2項を適用

口座振込申出書

※ 「銀行口座」、「ゆうちょ銀行口座（振込用）」のいずれかに記入してください（口座名義人は修学生本人としてください）。

【銀行口座】

金融機関	銀行 支店									
預金種別	1. 普通 2. 当座		口座番号							
フリガナ										
口座名義人										

【ゆうちょ銀行口座（振込用）】

店名（店番号）										
預金種別	1. 普通 2. 当座		口座番号							
フリガナ										
口座名義人										

上記の私の口座への振込みを申し出ます。

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

指定診療科等意向調書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

診療科及び医療機関の指定にあたり、次のとおり意向があります。

1 診療科

診療科名	
志望理由	
その他	

備考1 「診療科名」の欄は、条例第2条第1号に規定する地域医療関連診療科の中から1つを選択して記載してください。

2 「志望理由」の欄は、その診療科を選択した理由を記載してください。

3 その他、指定診療科の指定にあたり意見がある場合は、「その他」欄に記載してください。

2 医療機関

指定を希望する医療機関	第1希望	医療機関名：
	第2希望	医療機関名：
	第3希望	医療機関名：
備考		

備考4 専門研修を希望する場合は、「備考」の欄に「専門研修を希望する」と記入し、専門研修基幹施設名及び専門研修プログラム名を記入してください。

指定診療科及び指定医療機関決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例第 2 条第 5 号に規定する指定診療科及び
神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例第 2 条第 3 号に規定する指定医療機関につ
いて、次のとおり決定しましたので通知します。

修学生番号	
指定診療科	
指 定 医 療 機 関	

連帯保証人変更申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

次のとおり申し出ます。

新 旧 の 別		新	旧
ふ り が な 氏 名		⑩	
修 学 生 と の 関 係			
生 年 月 日		年 月 日生	年 月 日生
住 所		〒	〒
電 話 番 号			
勤 務 先 等	名 称		
	所 在 地	〒	〒
	電 話 番 号		
年 収 (税 込 み 額)		円	円
そ の 他 重 要 な 事 項			
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 理 由			

備考 連帯保証人が法人の場合は、氏名の欄に名称及び代表者の氏名を、住所の欄及び電話番号の欄に主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。生年月日の欄、勤務先等の欄及び年収の欄の記載は必要ありません。

特定医師業務中断申出書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

次のとおり申し出ます。

特定医師業務 中 断 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特定医師業務 中 断 理 由	

備考 1 中断理由を証する書類（診断書、罹災証明書等）を添付してください。

2 中断期間が明確でない場合は、概ね特定し業務に復帰できる日付を記載してください。

特定医師業務復帰申出書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

次のとおり申し出ます。

特定医師業務 中 断 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特定医師業務 復 帰 理 由	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

施設（所属団体）の長の職及び氏名



修学資金等返還猶予事由消滅申出書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

次のとおり申し出ます。

返 還 猶 予 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
返 還 猶 予 消 滅 理 由	